絲ゝ録

巻貮

特別
イ14
1919
38

176344

○此頃は星亨の事件を穿鑿することとなり
流行りて新聞紙等しく以て四方に公布
せらる星の隠部はくさくもあると突飛
流しもすれど、ドウモテきんふ穿鑿を
しそこなひけば星の部下に史偏等し究
ニ問はれ入獄の折衣類揺捨てをもらひし事
あまりて今ハ収税官をもし揺玉鉢に在りソ
が目あるに語りしと云ふ

○赤坂溜池の某ある伊藤侯の出入行状
りと新聞へ大森より投書せしも詳細
あることなし也、余の聞きたる所御例あると

38-8866

て西洋人の如く漢字を[illegible]の古語を挿

井沢氏なりて後日下女中[illegible]書第一

りしといへば[illegible]婆を破壊するの

みてなるが信任を不[illegible]として婦女をしる人の例ら

あはれして傍人をも顧みず如[illegible]かしこまる様に

ど実に唇をし婦女と我人と選ぶ不可[illegible]も

見なければなるとを云へば下女中の不是其

云ひたり嬰すきて「妊」の評名[illegible]

とき不に家を開くは道徳の如勤なんと家を

如き子先へ縛る人笑して泣くも例として済

にかかり抱きて開房に付け懐抱に寄す

僅かに十銭なりと

○北條氏の申には僕武富時敬と数日間逢ひ従ひて

すれば始終語りて申し武富氏は漢学者中にて[illegible]

三乗にて範囲中に勢独し漢書を如しても読

み初めたる人の如き者にても気質の如くなりしか試

みて取りたる事をみんのば marriage Philosophy 前

くは其化様論即の事[illegible]はあるとはなし要

のテーストを[illegible]なる由などいふ

○大隈家女子平均一ヶ月[illegible]費凡そ百

内外五十円と云ふ盛装の[illegible]円にて[illegible]

炭代七円にて[illegible]円[illegible]也と

○尾州[illegible]ハ御渡海して御旅館にて[illegible]流
也ける人ハ御酒宴の酒樽に於て法
力めのむと云ふ其真心を[illegible]と云ふ事ニ付
御子弟等を聞くに[illegible]一日者流を招きけれバ
婦婦ハ則ち滞在中に[illegible]也 聞けれは丸鉢
を結び客の寝室に抜頭子絲針を差して
備客の心ころひたる衣膝を修め、其[illegible]の疵
味存じえんと云ふし と
○是尾州山を見て御東下は大隈伯を待つて
祝宴の席に於て挨拶を待ちて後の陳言
云事しを聞りまするに付て堀田氏より亭主殿
に[illegible]を請けしところ堀田氏ハ雄辯をふるけるは
大河の流れ一去るは開する所なき者と善く
国会理事の士間の政事を見れバこれ諸君
びうるを為さしと依は公のこ君の未来に
論ずる所なるハ全国人民を率ゐて[illegible]
のを流をなす可べきなる伴は則ち法律をもつて
励まして[illegible]しめたまひこれ今日子
るかうすまひ[illegible]に[illegible]侍しるすべつき演説の
其子[illegible]を引く丈けるを泊まる為りに
に此弟子ろうしと
○昨三十日十月[illegible]記の出ひ付ましてゆ[illegible]

少納言を読読の晴読者と為して鉦鼓をと
催しけることもありしにそれとなく行く絶くさ
りしが此花の枝ふよるを折りまもりて飲みし
扇面を飾る扇團扇あまた描かれて朝顔の圖
の圖ある畫を紅を以ていろどり朝顔の状を描
きこれは花葉しき意匠の中なる朝顔を描きし
るは、

朝顔を朝なくにさかせて
　蕣久しき花なるがあなりける
ところは枕子に毛きなることも手多すまく
うるくゝる意匠なり

○奈良朝の佛像を格好がよいのは、釋と四天の
つりあいしてゐるに、このうるはしさと三十二相男子
陳列しある數多の佛像を何れを見ても
まことによく出来てゐる、全作印象を
儀貌として佛像を作る方式のチヤンと
極まつてゐる、我らも儀貌を弘通せしん
我らも持ち来れる弘法よりて弘めらるゝ
ことなりて生ける安らかに作りたる佛像を彫る
方式に拘はらるゝ故の至らぬものにも泥人
るゝ、奈良朝の佛像は全て佛像を作る手
なりし上手なるは直つて嘉である、又拜み

のあるいのもとハ文字である　此頃坊写一本を

得たるも圖印集と題する二冊となれる印

を請ふ披覧するに数多の印を集めたるもの即ち手指の

屋伸語雑、手染め可能、流石は此等の検も

よくこそ見しれたるの也

○文科大学史誌叢書の一として此に晴右

記晴豊記二冊出版されたり、晴右記は贈

左大臣勧修寺晴右の日記にして永禄八年二月

より十三年四月迄の日記也、晴豊記は晴右の

子の日記にて織田豊臣時代のことを記す、右の

二書を見れば公卿の日常のすがたのわかる、毎日

の記する所は酒を飲みて酔ふたる事、誰々何々を贈

つた誰々から何を貰つたと云ふ様な記事

を以て充ちてゐる、誠に下らない記事のみ

の様なれども当時の公卿の生活は此の下らない

いことに存すれば、日本史学の参考として稀

並ならぬものなり、又織田豊臣のこと、信長

葬式のことなど目撃したることを記し居るは貴

重なるものなりけり、

○九月十六日探偵を請ひて明暦所務を見る、後

四谷町の宿坊たる宗子極楽寺の有名なる記

念寺の武人を獲得して古書を出すれば也

ますれハ、自由党たるもの一旦内閣に立ちて清き氣
候ふ所をやらせたく仕まするに付てハ、都て
心ある者ハ今尚や都ての憤慨し、僕の思ふ
所を述べまするのであるが、山縣も此伊藤も大臣
など人を以て先此大職のみならず斯様な政
治も腐敗し又困ると申し継しられれは僕も
行くもの又向ひ山縣のソンナ憤慨するとは
訳さへ知りならぬ事経ならるゝ姦き政治の腐敗
を駆除し得るもの何人にある、自由党
の首領と云ふまでものあれとも自由党ナト
は云ふ者も難い、前紀も云ふまで藩閥政治

する所の従来立憲政治におきまする金銭を
以て人を買ひたらしめてよりも政府の内部共に腐敗
を始めたるまする、自ら罪を作りて憤慨するとは
何事ぞ、伊藤も此の腐敗の本源を知らざる
あるまい又たハ猶進んで其上にすこし考へ居らさるあり
ずい然るの所為は甚しくも誰なる事とならず、
又山縣とは中々ひどい閥物で、伊藤と違ひの
一口悪党とまでしく云へば山縣は甚く猜忌で
伊藤のは内閣の中心あるまいと思ふのも悪
党も亦所謂八方美人で誰れにも寛
らるる総理をもつて居る、然し利権も此際で

行くものとなれば田中光顕と山縣の能筆なれど
徒々の書は気中のものではあつても今日の書を
強て古法帖を見ても尤也しかし書はやゝ多い
作し古法帖よりも書家也と云ふ人数若傳
をきみ於ての来る日本紙に新旅
弘とぬきく自由画手随意に書して書は
決して丈顔ではなく寧ろ紙上の風韻を重
うそんとするのであれども自由画の好為を
誤換したる書は動かることのひどいことは紙
れるものゝ如き巨額の書をもしてゐる
のだ河上謹一や鶴原三元なども位なる

は自由画計ひいたもん様なるもの政府の役
人も書を学つてゐると云ふて字体がぬき
まや又高等官の人が御手と云ふぬき字様は気乱
流浮和気沢や呼び乱筆でもあるまいし
西郷や井角のぬきは未熟的に書き方がすつ
は生のお先様と云うなれば兄生は未熟的
し偏人のぬきことのひある々様は高尚を極
めしも政府を内するものも随れたるを得す又外
部の様を云ふ高無きものぬきを也が大分
覚ることしめるもし政府で長いことは書い
と思ふ書く先大臣の義也

足第二〇號

足尾銅山所長

近藤陸三郎

古河鑛業事務所庶務課長

昆田文次郎殿

豫而御照會ニ係ル本鳴村提出質問答書別冊之通

取調及ヒ送付候條查収相成度此段及ヒ照會也

一問　豫防工事前ト後ニ於ケル河中放水ノ分析比較

答　豫防工事前ニ在リテハ河水放水ヲ完全ニ分析セシモノナシ左表ノ甲号ハ沈澱池濾過池出来ノ当時ニシテ未タ定期分析ヲ施行セザル前ニ臨時ニ分析セシモノナリ乙表ハ本年六月中日々ノ分析成績ヲ平均セシモノナリ

（甲）　明治卅年七月中臨時分析

摘要／所名	浮遊物	銅	鉄	硫酸
間藤	千分中 〇、二六一二	千分中 〇、〇〇九六	千分中 〇、〇〇一七	千分中 〇、四〇三一
中才	〃 〇、一一六四	〃 〇、〇〇四八	〃 〇、〇〇一三	〃 〇、一四九二

小滝	〃〇、二六九〇	〇、〇一〇〇	〇、〇〇四二	〇、一八五八
切幹河水	〃〇、一九八三	〇、〇〇四一	〇、〇〇二八	〇、一二〇〇

（乙）明治三十二年六月中濾過池放水

所名 摘要	浮游物	銅	鉄	硫酸
間藤	千分中 〇、〇四七七	〃〇、〇〇〇六一	〇、〇〇〇八	〇、四八一四七
中才	〃〇、〇〇〇三	〃〇、〇〇一八〇	〇、〇〇六七	〇、一二六六三
小滝	〃〇、〇〇〇二	〃〇、〇〇一八一	〇、〇〇〇九	〇、一〇五八〇
切幹河水	〃〇、〇一二〇	〃〇、〇〇〇六二	〇、〇〇〇四	〇、〇二五八七

一問 豫防工事前後ニ於ケル鑛煙比較表

答 豫防工事前ニ於テハ瓦斯分析ノ装置完備セサリシカ爲メ鑛煙ガ如何ナル程度ニテ外氣ヲ不純ナラシメタルカヲ知ルヿ能ハスト雖圧燒鑛、熔鑛及煉銅ノ各工塲ニ於テ各炉ニ附属セシ拾三本ノ煙突ヨリ亜硫酸及煙灰（煙灰トハ硫黄華、鑛石、炭等ノ粉末ヲ混合スルモノ）ヲ外氣ニ噴出シ煙ハ黄又ハ茶褐色等數種ノ色ヲ存セシヿハ事実ナリトス

豫防工事後即チ脱硫塔築造後ニ於テハ各炉ヨリ生スル煙氣ハ一ノ大煙道ニ導カレ此大煙道ヨリ脱硫塔ヲ一旦必ス通過シ此間ニ石灰乳ニ接觸シテ含有スル亜硫酸ノ大部分ハ除却セラレ

尚ホ器械的ニ煙氣中ニ混合セル煙灰ヲ洗浄セラルヽカ故ニ脱硫後煙突ヨリ外氣ニ噴出スル煙氣ハ單ニ白色ヲ呈スルノミ

今脱硫塔ニ入ル前ニ於ケル煙氣中ノ亜硫酸分ト脱硫後ニ於テ外氣ニ噴出スルモノトノ比較表左ノ如シ

	煙氣中ニ含有スル亜硫酸分	脱硫功率
脱硫前	萬分中 五五乃至八四、平均七二〇	平均百分中四二〇
脱硫後	仝 三四乃至五三、平均四三〇	

又野外ニ於ケル空氣中亜硫酸分ハ風ノ方向、速度、晴、雨、土地ノ高低等ニ依リ大差アリト雖モ多數ノ分析結果中最モ多キハ百万分ノ弐乃至四ナリトス獨乙人フライタハ氏ノ説ニ依レハ十万分ノ三以下ノ亜硫酸瓦斯ヲ含ム空氣ハ植物ヲ害スルコトナシト云ヘリ此ノ説ニシテ果シテ信ナリトセハ当山附近ノ如キ百萬分ノ四以下ナル瓦斯カ焉ンゾ夫レ植物ヲ害スルモノアラン

以上記スル所ハ單ニ硫黄ノ燃ヘテ亜硫酸瓦斯トナリタルモノニ就キ研究セシ結果ナレドモ甚タ多量ノ硫黄華及鑛石炭等ノ粉末ハ各炉ヨリ脱硫塔ニ至ル延長壹千八百八拾六尺余ノ煙道内ニ沈積スルカ故ニ外氣ニ飛散スルコトナシ

一問 各所掛樋沈澱池濾過池ハ之ニ集マル可キ一切ノ鑛水ニシ

呑込排池ニシテ差支ナキ次第ヲ數字的ニ説明スヘシ

答

場所	送水樋幅	仝 深	流水勾配	計算積仝一時間ニ付テノ流量	実積ハ一時間ノ平均水量	水量ニ付テ摘要	樋通積余裕差	沈澱池及濾過池水満量
本山	弐尺六寸	壱尺六寸	九十三分ノ一	一四三、六九二〇 立方尺	九、七五九六七 立方尺	撰鉱脱硫塔用共合セ	一三三、八九五三 立方尺	一九〇、四四〇〇〇 立方尺
通洞	三尺壱寸	壱尺六寸	二百分ノ一	一四六、五三〇〇	四、〇九一六三	鑛水撰鉱水共合セ	一三二、四三八三七	二五四、六六八五〇
小滝	弐尺	壱尺六寸	七十分ノ一	一一五、六五〇〇	三、二五二九二	仝	八三、〇三〇八〇	三五六、四三六八四

備考　送水樋ノ計算ハ現在樋ノ頂点ヨリ深壱寸ヲ引去リタルモノヲ水面トセリ当山各所鑛水ノ量ハ朱書ノ如ニシテ之ガ排水ニ要スル所ノ送水樋ハ本山ニ在テハ水量ノ殆ト九倍通洞ニ在テハ水量ノ九倍以上小滝ニ在テハ水量ノ二倍半以上餘裕積ヲ有スル所ノモノニシテ樋外ニ溢流スルコトナク又鑛水ヲ集溜セシムル所ノ沈澱池及濾過池ノ水量容積モ充分ナル餘裕アリテ池外ニ氾濫ノ虞ナキ有効ノ構造トス

一問　現今ノ堆積場充実シタル時将来之ヲ補フ可キ場所及其運搬方法ノ概畧見込

答　本山方面

京子内	貳萬弐千三百八十五坪
高原木	四拾弐萬九千三百五十四坪

右両所ハ豫防命令ニ於テ指定セラレタル堆積場ニシテ内貳萬

全坪ヲ堙填シ了ルモ現今ノ工程ニテ約貳拾年間捨石ヲ堆
積シ得ヘキ容積アリ

通洞方面

砂形堆積場　貳萬三千九百九拾坪
之レハ豫防余今ノ指定地

右之内壹万貳千余坪ハ堙填シ了ルモ残容積ニテ壹ヶ年
半ノ余地アリ

右充実シ了ル後ハ
切幹　壹萬三百七十二坪五合
合　六萬千貳百貳拾五坪

豫定地

右之内切幹ハ砂形ヨリ三町余ハ切幹ヨリ貳町餘ニシテ砂形
堆積場ノ鉄路ヲ延長シ電氣力ヲ以テ運搬スルノ豫定
ナリ以上三ヶノ堆積場ニシテ約拾ヶ年ヲ支フル容積ナリ

小滝方面

文象坑前　壹萬千八百四拾六坪
文象沢口　六千三百六十六坪
旧製煉所跡　貳千百六坪

右ノ内文象坑口前ハ貳百余坪充填シタレ圧同所ニハ
文象坑水準以上ノ捨石ノミヲ投棄スルガ爲メ僅カニ一日

二三坪ツヽナレバ拾年余ノ餘地アリ

文象沢口ニハ撰鑛癈石ノミヲ投シ一日ニ拾弐坪ツヽヲ要ス既ニ四分通リ埋没シタレバ今後壹ケ年ノ間ニ充

旧製煉跡只ニ壹ケ年半ナリ其余ハ豫定地ナリ

原　五萬八千壹坪五合

之レハ拾ケ年間堆積ノ余地アリ此地ハ文象ヨリ約拾七町既ニ馬車鉄道ノ設置アリ

一問植樹及土砂扞止ニ関スル現今設備結集及将来ノ見込

概畧答

答　当鑛業所ニ於テ現今施行スル砂防工事并ニ植樹事業ニ就テハ目下試験中ニ屬シ未タ適切ナリト断言スルヲ憚カラサルガ如キ方法ヲ案出セズ従テ其結果ノ如キハ固ヨリ今後数年ノ後ニアラサレハ之ヲ見ル能ハサルモノト信ス蓋シ土砂扞止ノ施行ヲ要スル場所ニハ常ニ肥料ニ乏シキハ一般ノ定則ナリ加之当山ヘアリテハ已ニ脱硫方法備リタリト雖モ固ヨリ其全量ヲ駆除スルモノニ非レハ多少大氣中ニ含蓄スル処ノ亜硫酸氣ハ時々風ノ方向ニ従テ植栽スル処ノ植物ヲ襲フヲ以テ比較的亜硫酸氣ニ堪ヘ得サル草木ハ肥料ニ缺乏ナルガ上ニ尚且ツ植栽日浅ク充分根付カサル場合ニ於テ為メニ葉面ノ呼吸器ヲ

侵サルヽガ故ニ營養ヲ得ルノ道ヲ失ヒ終ニ枯死スルモノアルニ至レハナリ然レトモ百ノ草木其種ノ多キ永ク以テ全ク薄弱ナル亜硫酸氣中ニハ生息シ得ルモノナシト断言スルヲ得ス例ヘハ岩山製煉工場附近ノ如キ比較的大氣中亜硫酸氣ノ濃厚ナル場所ニ於テ竹類、扁柏、アブラチヤン、タラノキ、及チヤヒバキク、イタドリ、ススキ、カナモグラ、等ハ時々多少ノ侵害ヲ蒙ムル場合ナキニアラスト雖モ毫モ萎縮スルコトナク生長セリ況ヤ本山附近ノ襛峯禿山タル其近因ハ主トシテ火災ニ基クモノナルニ於テオヤ茲ヲ以テ當所ニ於テハ如斯亜硫酸氣ヲ含蓄スル大氣中ノ植栽ニハ永ク充分ノ経驗ヲ有セサルモ実地ノ有様ガ教ユル所ノモノヲ採テ學理ニ照シ施行シツヽアリ其種類方法ハ次ノ如シ

第一 石垣及堰堤　傾斜峻険ニシテ土砂ノ静止シ難キ場所又ハ土砂軽鬆ニシテ容易ニ山崩壊スルノ虞アリト認ムル場所ニハ腰石垣ヲ設ケ又ハ溪流并ニ谷筋ニハ堰堤ヲ築キテ土砂ノ流出ヲ豫防セリ

第二 粗朶工及巻藁工　前法ニ拠リ傾斜ヲ減殺シタル場所及其他土砂ヲ以テ包被セラル、部分ハ粗朶并ニ藁ヲ以テ直径奇長二間ノ円柱状ニ形造シ眼形方五尺乃至九尺大ノ網状ニ木杭ヲ以テ裸地ト否トヲ問ハス全面ヲ包被セリ之レ蓋シ一方ニハ土砂并ニ施肥ノ流落ヲ防キ一方ニハ他日

植樹スル植物ノ肥料タラシムルモノナレハナリ

苐三施肥　外来ノ刺撃ナキ土砂杆止スラ地味赤悪ナレバ播苗後種樹ノ根付困難ナルニ況ンヤ禿山ニアリテハ大氣往々清潔ナラサルヲ以テ外来ノ刺撃ニ打勝ツ程度ニ迄地力ヲ養フノ必要アリトハ言ヘ人糞積肥其他何タルヲ問ハス供給ノアラン限リ一般ニ施肥ヲナシ已ニ施肥済ノ場所ニ播種植栽ヲ營ム爲ス

苐四播種　上陳スル如ク地力ヲ養フヿ最モ急務ニシテ而シテ之ヲ爲スニハ一度植物ヲ以テ地表ヲ包被スルニアリト雖モ直ニ樹木ヲ樺植シテ地表ヲ包ムヿハ又容易ノ業ニアラサルナリ是以テ主トシテ草木類就中彼ノ「チヤンバギク」「イタドリ」「カナモグラ」等能ク亜硫酸氣ニ堪ヘ得ヘシト認ムルモノヲ撰ミ尚且ツ「アブラチヤン」若クハ「子ヅミサシ」「ナラ」ノ如キ樹種ヲモ並用セリ

苐五植栽　植栽ノ方法ハ一度草ヲ以テ地表ヲ被ヒ赤土ヲ肥土タラシメタル後チ樹木ヲ植栽スル考ナレ𪜈如此迄ニ施行セハ徒ラニ歳月ヲ要スルヲ以テ切芝ヲモ仕付ケ又小笹ノ如キ壹尺立方位ニ肥土ヲ殊更ニ附着セシメタルモノヲ其侭切取リ来リ之ヲ春夏ニ及施肥済ノ場所ヘ挿入セリ尚同一ノ場所ニ檜フシビヱ「アカシヤ」ノ如キ又ハ「ミツマタ」

「リウノヒゲ」ノ如キモノヲモ想像ノ及ブ限リ挿入セリ而シテ檜ノ如キハ藁俵ニ肥土ヲ盛リ之ヲ埋没シテ其内ニ苗木ヲ植栽シ大ニ効果ヲ奏セリ

第六 以上第一段落ヲ了シタル場所ハ適当ノ区域ヲ定メ一定ノ分擔区ニ常雇人夫ヲ附シ破損手入施肥等ヲナサシム

現在施行スル処ノ方法ハ上陳スル所ニシテ其功程ハ次ノ如シ

摘要 年度	三十一年度	三十二年度
石堤	四ヶ所	二ヶ所
腰石垣	六百二十七坪	壹千八坪
粗朶工	八百四拾弐坪五合	四千四百三十六坪
巻藁工	六千百十四坪	七千九百八十七坪
植樹	十七万九千三百六十本	
播種	二石一斗五升九合	四石八斗
竹		八千百九十八株
苗木		十五万九千九百本
切芝		二百十五坪
施肥		八百四十五人工

而シテ将來ノ設備ニ就テハ現在ノ程度ヲ鑑ミ材量供給ノ允ス限リ継續施行セントス

土砂扞止並ニ植樹場所及其費額等調

字名	工種	工法	金額	着手年月日	竣工年月日
出川筋	粗朶工	長十二尺ノ三ツ組粗朶ヲ九尺間ノ網状トシ長三尺五寸末口二寸ノ杭ヲ以テ仕付クモノ	一、四九〇五六四	卅年十一月廿二日	卅一年四月二日
松木川筋	仝	長十二尺ノ三ツ組粗朶ヲ九尺間平行ニ長二尺五寸末口二寸ノ杭ヲ以テ仕付クモノ	一、九三〇五六〇	卅年十月五日	仝　仝廿三日
仝	網状藁工	径六寸長六尺ノ巻藁ヲ六尺間ノ網状ニ長三尺末口一寸ノ杭ヲ以テ仕付クモノ	七九〇〇〇〇	卅年五月廿二日	仝　七月廿四日
出川筋	柵土羽工	柳ヲ長尺五寸ニ切リ法高壹尺五寸毎ニ径七寸敷キ土羽ヲ蹈ミ以テ土砂ノ崩壊ヲ防ク	八一一六〇	仝　四月廿七日	仝　四月三十日
松木川筋	仝	仝	三七八三六〇	仝　仝廿九日	仝　五月廿五日
仝	積苗工	階段巨离ヲ十二尺トシ階段深サヲ四尺トシ径五寸ノ巻藁ヲ置キ萱草三段仕付トス	二、九三九三八二	卅年九月廿六日	卅年十一月十四日
出川筋	仝	仝	二、四三九八七二	仝　仝廿七日	仝　仝十八日
棃川筋	杭打工	山腹ニ三尺間毎ニ長三尺末口壹寸ノ杭ヲ打込ミ縄又ハ藁葉ヲ懸ケ土砂流出ヲ防ク	三〇八二四〇	卅年四月廿五日	卅一年五月十八日
銀山川筋	積苗工	階段巨离ヲ十二尺トシ階段深サヲ四尺トシ径五寸巻藁ヲ置キ萱草ヲ三段仕付ス			

合計金壹万参千百九拾九円六拾壹銭八厘

植樹之部

字名	樹種	本数	植付年月日	反別	金額	備考
出川筋	マツ カツラマツ	七〇、五〇〇	三十一年四五月	一二、〇〇〇〇丁	六〇〇〇〇	五月十日成工
松木川筋	マツ カツラマツ	一〇四、七〇〇	仝	一七、〇〇〇〇	八五〇〇〇	〃十一月〃
新梨子山	カツラマツ	一一七、三〇〇	卅年四月	二〇、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	四月廿一日〃
合計		二九二、五〇〇		四九、〇〇〇〇	二、四五〇〇〇	

（参考ノ為添付）東京大林區署植樹之部

字名	樹種	本数	植付年月日	反別	金額	備考
足尾	ヒノキ マツ カラ松 スギ	一八五〇、〇〇〇本 種子一石五〇〇	卅年十十一月	七五〇、〇〇〇〇丁	三一、一一二〇	十一月十五日成功
〃	〃	三、八六〇、〇〇〇本 種子三石四〇〇	卅一年四五月	一、五〇〇、〇〇〇〇	四六、三〇三八八	五月九日成功

○近日来着せる米国新聞にあるヒッツベルグの
大金満家カアネギイは居を移して
其有する株券をことごとく売払ひし利子丈にても無量
円だこれは銭勘定をするまでに一代に仕上
げたる者代やうなれとの満足せりと語る子
金を蓄散せすして作りし金を富者に散ずるの
満足中の徳なのである。徳の士はなを金を溜
めるより之を分けることを知りしめ散ずるこそ分子
努力しつゝあるよ
○現任支那公使　内藤歴なる但金不在
応の備おるなる、其の又其の国也、日清之づら

ついでそれ淫売人をいふ佐公使としれのである、
彼のは大の支那論者で飲負あり何んとも擬似
しつてあるに此作コックは多年のぬ返差し
たので飲食人田を信ずるのはあつくこと也
素す、公使もまたよく雑高を売りて来し
贅沢な俗と出つくれどもよいくの弟も御代の
ある人おハまのだ、飲食はいふふとの古い
かんてのとろうりかし、公使への謝あ
てみ料理なとけ也だとは出来の於
るのや
〇富山館之は金銭をまつる淫祠のあること也

黄金を儲けて喜ぶ人を如何なれば如くせす大儲け
すること云ふこと妄信なるも繁昌し流行
る者信者を以て充満させて金を作るす
いふ金銭の驕奢にはめくめの神社を金
と信ずると云ふのあるも如何にも見る返金し[illegible]
ある此信の方を返させるなればなしぬなら
されば日本[illegible]崇拝と云ふ、[illegible]の千代で
人を惑わさずんば南京士流又崇拝の也
まある者利欲ある則ちこのことであること人の
何を為へたるは金先[illegible]殺と云ふ[illegible]銭を[illegible]
したそうだが世のすべていろいろの神社しある[illegible]

うふ

○支那の広東で或る一種のブローケン、エングリシ
がある、これは漢文を直訳した英語で
これを綴るものは話しのもので、そのはなはだ
しい英語である、從つて支那人も商人
すまといふ小説で学あるての者よりといふ
語を用ゐてしまふさて言といふと重複なりけるな
わからん、又支那語の多く「有」といふ語を
用ゆるにを「belong」と訳するから、何の言葉にも
belongといふ字の「入らざるもの」なる、又支
那の俗語に多く「的」の字を用ゆることは

的と訳す即ち機械的といふを mechanical
と訳するからである けれども mechanical
的 といはなければ通じない中に支
那の者のいふ〈人の話也

○平安朝頃の学者即ち此等の時個々の花の村
井久兵衛といふ者ありて大層なる書籍
等を献納したるに極めて殊勝なりと褒美を
村井久兵衛に周辺に大きくして自身の庭
先のみで家財を目的ひさしいこにておる
殊勝のあまり Zinc といふことを周りに北側
内宮の名をつけたく行きたる人の庭に通行の者

源氏などの雑冊の体にてある花やかに流
びやかなる女子消息などについて見るべく
用ゆる周利なりしによりて又のは京都にて書き出
等の唐本を印刷してありて貴等ゆゑ
の絶えることはなからう、併しこれは先づ
予とよき思ひつき也

○亜米利加あたりまでも書物なども益々
用ゆることとの矢鱈に流行するはよいが、何よりも
修行するのは困る例へば何千字四五千
を覚えねばならぬがこれは宋朝かの字
むずかしき漢字なきことの為にて女の書き込のつくしあ
これよりは修学すればよとなるのめきを捨てて
辭屋なる修行の為に居るは折角数十年の
筆を費やす暇に於て読書をもして進ひ
道のことく、却って男児たる学道である、依り
も徒ら修行つき学問を妨げる弊あるが
今米国などにてあれは安字破格の
論也

○脚気なる病はなとしてて為なる也、たとへは
日本の医者では云ふを補宜するときは
主人なれども疑論起れるが未だ真因を発
ひないのであるが、一時は魚肉中毒

ひある、実験上より云へる病気であるゝ、不経

この説の伝ハリタこの明かなる米の中毒であ

るといふ説大分流行して居り胡椒の毒子

など翻訳する之れを云へば、余が知る所あ

のらすだ、其後に黒き米を搗いて日を経

食ふならば差支なきのが、搗ための米を食へば

脚気の起るに~~[illegible]~~、其れは搗て後僅に

して如何にの一種の中毒を生ずるものと考へ

ところ還元なる説を云ふ米を食ふ間のみ

あるは病気なるも上よりも云へ、麺麭を食ふ

ば其由上より云へ、脚気の無き麦飯を可

とする上より云へば、米の中毒説も決して

理なきにあらず、或は運動の説又、乳児動

もすれば脚気の毒に罹する云ふ子に罹ることあ

るは其母の乳を授すれば脚気の中毒を有す

為し其母に米飯を禁し麺麭を与ふれば

乳児の病も随つて全快すと云ふ

○天明堂博士の研究したるコーンの財政の事を誌

は中山なるより出版するが、天明堂も黒く

井上の研究したパステーブルの財政にすること

く論ずるので入をえらんとし僕のもわのの

らないので入をえらんと云ふ、僕も脚気の論

あるならはよくこころておくべき間くは少なき

僕らもかしわらりこのぬるるを文あるを（もち為ほ）戦の字上の

名著ならんはおまるきことも思ひて保存す（その出来ると）

一笑す

○此は琳琅窓で林衡の書いた大三河志

の序文を得た、これは半紙唐紙よりやや深

りを書いた漢文で、自分も感心よくよく見

ておる林衡も林家の才あつて自分も思い

人あるなれとも、その作（御出）なかなかであつても能

り面白くない、（唯）此版下であるらしいの面

白い、発行するつもりで保存しておいたのである、

○此は又本年中全子の高田与清の聘に応ずるとき

中川源三郎と結びたる條約書が出て来た、これは

昭和十七年三月下旬の日頃であろう、二月の末に

高田と行つたと見える、文政二年本と高田与清

[illegible]て本年三月下旬より同年六月三十日迄一

ケ月金六十両の用係を以て高田与清編輯上一切

の事務を担当すとあるをみてみるは三ケ月

丈の約束をせられたと見える、文政二年[illegible]島

諸高田与清編輯上の事を悉し第一刊を受

るるあるときは高田与清より修約殊に文

で其刊行満了まで毎月三十日金修金たるの

月給を手当に揃へ本務町三丁目に於て當地
平常学校へ通ひ（通ひ）て居りしとあるを以て又は
高等小学校て操舵者の刑律を解して実ありし
やそれまで思ひし又今まて不當なりし此の條約を
いふなし三ヶ月の間事あまて行きさせたる條々上等
の事件の在佛國を居たる（八ヶ月は獄中）当時の
大人信者の当地にも又数名ハ集る絶古文書を
三十年前のは大切のものにて此條約書は今まで
言はれたる事を多く教へたる

○今日の幼少の児の自体の給料とみるべき在留
うまれ二ツ三ツ出れ、其れは能く何も猶らしさ

なる賞状弐通で其文ニは左のとし

市島謙吉

平素勉励而則教学進歩ニ付為其褒賞
上等賞ニ中等賞を加へ下賜ス
明治七年七月廿日

学長

上等賞

正義教之三課進歩ニ付為賞前書ニ
通差遣ス
明治七年十月廿日

この外又のは余の所有物を挿入せしは明治七年のものとして確に明治七年頃のものと思はる㊥記號ある又東京英語学校に入つて後明治九年第一期即ち千八百七十六年二月一日下等第四級甲日本語にて試験の成績を英文で書いたもの其へた表の一枚ある、其れによつて見ると総点数の七百九十五点で平均の八十八ノ三八、席順二番行状優、上校備(Regular)遅出(?)とあつて教師マアヤは総評して Very industrious & intelligent とかいてある、而して校長肥田昭作の記名調印がある、余の見たのは此ればかりでもない

らしく興味がある

㊥其次の文献は三菱会社の罫紙に書いてある辞令書である

月給四十円ヲ以テ本社会計方ヘ編入ス
明治十五年三月十日

依願罷傭使
明治十五年七月十日

これによつて見れば三菱会社に在つたのは四ヶ月足らぬものであつたことがわかる

○まだおかしい文献がある、これは余の後東京新報の主筆をやりし際鳥尾氏への紹

名物停止の後は今般をもて学ひ候ひ法表となり
出しける書付左のとし

布達

普化宗の儀今般被廃候に付宗徒を始め
普化宗の庵として御説等もあり之御住
意あらんを許不及候

十月　日　　東京府

太政官

普化宗の始め其虚無僧の本説ある猥ニ雑
の常也す風俗保護を以て論せらんこと
を法意しける也

○またくおもしいのかある、虚無僧と法意
の主第として全国子を出しける書状あり
尺八の名手にて其道のこのみ能くすことあり
なりけれは吉きをうけて其子に石川の芸人の
稽くかけ〱家元又くと秋田に居
皆勤くときに明紀順良と申す明紀
又こゝにうけて西き也かなへる相
若仍其所の苗字を家め明をもて後年流行
のつもりあり夕の名代に発見とも頼
宮一寸は或いは上也
法しに拝ては〱あくる其の春

の為に筆をとりて

中島様　　　　　夏子

十日相認

これも彼の夏子が隣に名を移してよしきのみ

と此賤しき投稿の往々金子迄加へらるゝあるも

右明社長か新聞にハケ月及三十日まで金の子指

従ふ参くなる若状也、夏子のめ海子宿新し

たしかる一條推すまする筆のあるも読みえ少

けはなるく人八の名のゝも苦心しる投く子

也先にてる便は為に八ヶ月及ぶ見かかぞ

金に溯り出行くときに夏子の出せんを示さん

それ丈の信を出し示しこれ見て行く読めは若くも

るゝくサラくとして一寸の何のめくゑんとも一

代の文豪の苦心を決しておろそかのものにあらず

此の張り紙の多きを見給ふこそまことにも一

りなる三枚も五枚も張りて推考して居る

一ゝ文字をもしてこれを直しなほしそを又見れは

いづれも文章の上にあらずも彼等の終ゐ若ず

あるを見るらし小説と見一篇の語毎一句

一句皆是推敲鍛錬の結果の出つとも明細

あまた腕すれ夏子にて文今まで知る通に就てもこれらる

右の筆の八ヶ月を経てもはかすかなりか

○此頃古本屋をあさつてゐると十旬花月帖
と題する三冊（帖）の木版帖がある、十年前に
出版したもので今でこそ人の知らない
ものだ、當時新香住の十句の吟を募り
京畿の名流が唱和した詩や画や
を集めたもので、杏坪宗の跡が再びあるを
梓に上せたものである、此帖には山陽の母も
は京都へ出て来て暫く住したことも
ある、ところで面白いのは、中にも山陽の京
摂を主として當つたことがあるそれは
山陽の自筆にて左の如く書いてある

をかしくも老の波よる志賀の山
三　をたひ掛けるそ嬉しき

襄補此歌非香川長門介也正為改曰志賀乃
山以下天然語勢使貫之躬恒視之不能揺動
一字以上三句不成歌詞為改曰たちちよのえと
・おつれ則可誦矣、如原作則是田舎漢母子
並面皺者何俳未都手可醜改為則梅颸夫
人也頼子成也以談論風生人々厭心毎此類也
子國

更にこの帖の中には山陽の母親の詠みよせつ白
ら認めたる和歌の中でもしもあるまことなる絶

其ちらしにこそ歌の一を載す

京なる子につかはす別て帰るとき

棣聰

老ぬれははかなきわかれのなごりのを

猶こりす万丹まゐりて来年笠

此帖は家の蔵書となしきたる帖なれて

読みかたし

○日本都の俳諧の氏子の様よともの名

筆の多いと云ツ又、就中芙蓉の大作は

京にひろめ、勝手に慨ば就て此の紡ぎ而して、

江戸すゝめある

○[illegible]星亨[illegible]雅號のあることを[illegible]宗を始めたことのある[illegible]は[illegible]のある[illegible]しだが詩人は[illegible]

◎星亭に號が有だらうか、或人は樂橋と云ふのを贈た、國音辣韮と近しで幾等面の皮を剝ても心まで皮だと云ふ意味とやら此頃では「押通る」と地口り『欲い、取る』ちやと綽名する者も有る、讀賣記者の説では『日生』と星の字を二ッに分たのが本統の號だと云ふ

◎處が星には『石鼎』と云ふ奥ゆかしい號がよかろと云ふものが出た何故だと云ふと、韓文石鼎聯句の中に『龍頭縮菌蠢、豕腹漲彭亨』とある星の形容に似て

居るぢや無いか『謬當鼎鼐間、妄使水火爭』『方當細熾然、益見小器滿』『陋質荷斟酌、狭中愧提携』愈よ星亨だ『刑模婦女笑、度量兒童輕』『時於蚯蚓竅、微作蒼蠅鳴』『願君莫嘲誚、此物方施行』何所まで當擦（あてこす）つて居るか分らぬ

○此頃方榜佳三の傍の出版になる「自恃言行録」といふ、方榜の友人やら弟子が集めたのを書きつゞけたるものなから、個様のことく性質にて寝ることとの多い、官僚は何品云ての事の遺いれのが、何害し人を害さんと害満てそうと思ふ

人事には天の状に於て出て来る境遇に制せらることを統制し能つてる我

云ふ方榜佳三に於ても此遺憾の評ひかたきを得方榜佳三を政化した満寄者とまで云ふべき者一人なり、余は現今の日本に於て人の多きを歎息せざるを得ざるなり、方榜佳三の如き露潔なる性も記者を兎人とする共兼ねて似たるも其の友人の如く思慮の如き事を為すを指して斯るものを美徳と見て其四五十者を余すや身を立て止まるを知らざるの自覚ぬ方榜佳三の如く人を動かすに人を感動せしめたる化的の満寄者たる日本文明を暗むるも論者の居ない所、世界的の甚だしきことなるを思ふ

多く文政の人物にて音曲理に達し節理に依りて
言葉し之を文化に於て専ら用ひたり之を手段す
あるは一葉として人情の在る所を模写し不調
の意は情に従ひ以て其目的を達せんことを務め
ものなれば学の浄瑠璃の一點に向ひ偏し之
を断然止めたり是を以て見るも其道柄の皇
ものなる人にしてよく来るいとまもなしと論ぜ
うちつけにいふべからずと
浄瑠璃なる都一中節をとりての、今日まで情緒の続き
事を此の世にのこせしものはあらじか
都一中の廿三回の法会に一中節を手向けんと云ふ

こゝに都十四郎の師匠宅をたづねて聞かんとせしに
ことなきも人の知る所なるべし其身の前にて大
概如意と都一中といふ名を家督してお
る、如意は早く明治十三年の頃に世をさる
八幡屋橋の傍にすまへる栗藤某氏の所に寓居
させしとのことなり岸沢の弟子一中節をつとむる浄
瑠璃あるも便の芳なるは誠にその芸達者は酒
好きなるや不住ある曲は知らず全く年来
この浄曲を好みて語りもし三絃も弾きなどして
あの旅亭の女将も此曲を弄びて時々絃に
のせつゝ楽しめり主人の即ち主に語りしと云ふ

に一清といへる素人好事者ありて弟一と呼なし花街を游びまはりけるがある時都一中曰く一清の弟子寿賀之子（後に言播光寿と改む）と云へる人あり金太夫十三才の時なり此人は生れながら日に一中節の稽古をなすに随意ならざりしかばなりせん生来高音の調子低くして高き調子を出すこと能はず先生は高き調子の美音なりしかば金の調子の低きを憐みて稽古なん深く常に居らず全の為に高き音を撰せるのみ熱心汗を流して几も高調子られめし也後世の為もなりける 明治十三年

九月金作この子十三才にして弟十世都一中太夫の名をつぎて一中節の家元となりけるに金太夫先生の時ひ高きの調子の力を得たるにこ

〇玉田有邦の新調あるを記し後弟子調す稽古の流行あるも調子稽古金の調子へ移り英家を傳ふるなり、其後常に金より揃へて要なるきるあしき傳ふことのなき様ひもす

弘化四年、銘にす 川村対馬守、次官金剣鍬之銘、安置聖像、寿修経典、又開往蓮指所令示、戊辰之役悲、漸属式微、明治二年、於本四三条具興之、歳之十月、以備

嘉倉為新潟學校、設英語學校於不動院、三年八月移之廳内、四年九月、轉南八番官舎、六年一月属新潟學校、七年五月起師範學校、八年十二月、罷英語學校及師範學校、其後合此三校、称新潟學校、實明治十年二月也

○十三銀行ニ於て自由黨其の政府を助けたる報酬として十五万円也、この銀行ハ官軍もの〻料給入二十萬円の利子を胡麻化して借り仕事を付ける目論見にて山縣ハ一昨日東京の公債團を省けて質入して借用手形義かしたる也させ待料の二十萬円の利子を[illegible]氣分[illegible]ハ借用する能ハさるなりといふ事なり[illegible]云ふあるときハ此の二十萬円にて利を錦に遣し折ゑあらハ細ハことき請願人にあるとする要出ハ利子の計算に申上けたるを始めとして手続果動かす能ハさるとても後在り山縣ハ閉口し二義的の念的ある動かさるあるすと無きハ自家の財産等も売りたるため一ツもと返して能ハさる也と

○議員一同行政裁判所の結定をありて右に引係る事のほかにハ其の名前任の結定を出しとして待是批難するところ

あれも是批評も何れも正鵠を得ず、元来行政
裁判の評言を見ても繁多なるもののみにて、其
の係争の動のそろうあんとれし部内の評言
ち各々重をすること[illegible]軌轍しに於て行
政裁判を濫用して下[illegible]す、むしろ緒
多なるものゝ為めに危險を招くべからず政府
はこれなく、部内の法律を設つくるも各種
なるも重要の評言を見るべしこれ濫用の行
政裁判を外ならしめ促し指示らしめんと欲
すの政府に[illegible]、而して又重なるものは
要の働くとの目的に重要なる[illegible]也 則ち

是も是縁多なるあしかと

○北條執権に於て和田次八郎に合戦し左衛門の尉
人々親族諸流[illegible]和田を思ひ先鋒は川崎出
の様子なる子供にて左衛門と合戦しける御左衛門を
思ひ北條の大火ありき清盛遂武功[illegible]
[illegible]上ひ[illegible]一の役ある其兄
小路[illegible]貴ら[illegible]の廣[illegible]と
三方小路を貴ひ[illegible]して和田を一[illegible]の[illegible]
左衛門の[illegible]の[illegible]真字邊にては貴ひまして
千葉に伝へたる流浪したる左衛門郎刻[illegible]
を[illegible]

○此頃普く国会議員選挙の心得を
しては、生徒を学校にて此法を施して行ひ、其
の法を施する様なれば一ツを研究の爲め
下度帰省しては、前年吾輩の候補者たりしさ
ん戦ひ最中にてありしに、即ち我が蒲原郡を
五名の議員を出すこととなれり。其の事にて立候
候補者を五名定めて、我等を二人立てては、全体
五名の定めく五名立てることを謀れば、一人位
減じて立てなければ我等の方の票立ち難きを
あるならば、なぜ五名立てるもの少てなれば三名にて
て我等の議を為す積りにてありしに今三四村聯合

なんどは党派熾んなる處にしこれをも如何ともなし難
てある所に一旗幟を立て、陸所に立つといふ
うちにもそれを爲すに至りしが、五名立て、各
候補者の執り勢力ぬすみを験し、利慾にて勝敗が定
来るべきものは徳義上最も忌するところなれ
せしに、さて今後の結果は二三名の中にて候補者
を許すまじく結局は郡内子弟等を募ることと
を以てしたるが、自然の勢で誰れも皆自
懐の利益を立てて其の報酬を志いたいとの
為しても是れ等の事を苦しめたのが、然
尚其中に無益の党派を競うことを止めさせる

流しない又唯一人を嫌ふが為に依頼させらるゝ族もある、此の如く全体を傾倒し、自ら思へらく、まだ選擧期日迄五六日の余地のあるなり、今此より形勢を逆るは此迄なるべからず放任して待ちしめすに任せ形勢の変りとなるを又断然一人の首を刎ね依て得票を他に救はしむるの為に最下位の四人目を救はんと又或る票者の数を整理し誤り第三人目の票数を補ふべく第三人も當選せんとの四人となるの結果第一四人を落選せしむる能はさるも混戦の結果二人丈さへ當選者の得票あれば第三人の不足は票を第一第二人の得票を減して補ひ得べし何れの為め実際を要して致すまでの事なしと余りに強ゆ何れも甲乙を去りし余りに混戦同士打となるなり、今作一郎内に候補者の選挙区を分つは同志打を防ぐの為めなれども既に第一着を得たる當選者之を強ふることも出来ず、五名の候補者何れも僅勝えつゝあるの手続きにて干渉混雑を生じ僅すゝしなるに敵をこそ及ぼし三名の候補を立てあらうの一名の當選を完めたれば其の戦略を誤りしものさきを問はずと思はれ彼等

なき經費も出せる樣先方と承り猶是呼びさうべきものと推察し居る爲め又端それ同志者を此の爲め縱横に説き縱横を以てし折角の熱誠も隨つて效を奏せず結局開業の結果進歩黨三人自由黨二人を出すこととなり、我同志者の結果進歩黨なる三人を出すを得たる位なる有樣の郡内にては實に勢力を得る能はず、之れを要するに學者社會にて眼を遠く同志者を會して遠流する不利を避け、なるべく遠慮することを勤め居り候（明治三十二年九月二十八日志るす）

○帝國東京大學よりこの文の學者をえらむ由承りし北沢井旅店に上りを以て歸り事は帰朝者教授となりて来られよと請求するハウだが帰國と今度の帰國者は後でしもする所なる別科生たる、帰朝と在外の学生を擁つたまつ決心なり、と又大學をとく入學して見へる又大學なぞへ這入るに及ばざるが、微折なり、大學文学を帰國後の文學者をおなじ事のであるぞ、吾人の學校ご遠慮なく大學を退くまでもそれなりに決して志あってならば、少しけば是非博士（直者）になる役目なる先生の任とし何んでも更於ゐて是非と云ふ漢文なぞとした黒川と其の他のものに其の任と

して迎へるのは随分馬鹿らしい話である（三十六年九月二十五日志るす）

○外務省で外国人を相手にする役人であるが、役人まで洋服を着て居る様な次第、大隈伯の如き人すら外務大臣となつても流石に洋服着づめで、そこらあたりの役人をしたがへ文あるそ、紀律の正しい事である、宮内省の如きはおかしい話がある、勝山や高島は民間的気風の為に依然の様相をなし、やはり和服のみを着ることゝがある、一の大隈伯などゝ云ふの和服を着けて居るを見ると洋服を着たるもの其後に奇観なる洋服を着けたるもあるす

やと気の毒がしてゐる子云ふことがあると言ゆるを此話をきいて笑ひ立てたさうだ

○西園寺侯の弟住友君は、従僕人行かずに仕着せを出すようにして昨秋小間をなくてもよさそうなら至の洋服を注文して作つた、それは仕着せと聞くし子供らと云ふが、されどそれはよき仕方であるし、維新の紀律を振廃し外国を模し依様を整へて行く人の衣服を一定するは必要である、されば和服を着け或はツロツリ、セビロ、或は星式或は雨風と云ふのものか迄そでもある不体裁である

○長田秋濤氏云へる遠征の那破倫翁
と戦へる英將ネルソンは以て聞ゆる名將
中流なる海中の艦を破らんとて猶ほ行き
請ひけれど、変ず事あまりの代多く、那翁の権
捗を利用して通さぬ不義の如く通さとすとる
仕出さんと相謀り海あしき施したむ
も怪しき一法を案じければフーレーといへる
ら佛の大尉の妻の英なるを娶て家庭にあき
て共通し（埃及遠征中）ゐ人なる大尉ある
ても那翁と共に軍艦に載せて帰国の後
まことを命じたるに、乗れる軍艦を英の手
地中海を経過せるを見て、此時に英國軍
艦ハ地中海を囲みたるときとて佛艦の此の
地を経ることあれば、寸りも其さへ拿捕を免
れしむる有様なるに、忽ち一軍艦を擬
装ハ佛して一大尉を英人となし其の計画
ニ出でたるも、フーレーは斯る計画なりとて妻
知らされば、余をのせて出発しければ、二なるは
あまりて英艦の拿捕するところとなれるが、
これも英の軍に捕はれてもフーレー
佛國の真の意を探知し英艦に報知したり
されば、英の艦長は一書那翁をこまらせ

学文久しく拘束せられし情を解放し始て自由の楽地

に一生を送りたる大胆なる妻をえたれハ如何にか感ふ

に家の條件を調べして見れは僅かにこれのみなり

てある仕立なれ、嗚を挙けは將軍の妻となりし

と云ふて一家を興しなかとに云ふ一流を成れり

の尤も甚しき例あれ、淫靡風を成す仏国社

交軍人あつまりの那翁が行為をなし始めし

あるくに足らずとすれはれは敵も此れ来は

ぬ限りにあらすと兼ても云ふみなる心事に微

徳ありとを許さるゝジヨセヒンが長所ある人の為

す文武谷の情愛を作りなるとその事実なれ

結婚の本固より愛情を主とするにあらざることは云ふも

更なれしも事実也、ジヨセヒンも固と他

ある婦人にあらず、実に権力者の末に入り題みならぬ

て那翁が放蕩あるをもしらねども氣の毒

難ありてて難くて足らしむと云へども是れらは氣ぞ

於ける限りの事務の為る権力にて世に其人

擇まる人の模範を示しえやせるこそ惜しの

事と思ひやられぬ

○那翁を讃むる世の史書を讀み出して那翁

の流るるがたく作れはこれはナポレヨン、ボナパルト

ト、タムールと云ふ書を讀みしなれ全中を評

すれはこうくの大冊子となるほとのことなり
と長田の殿御らも物いへる船中伊勢信寿
と同乗し信寿の作紙を歴めんとそ承り申
を徴所御尾に（表紙）譲りし少々なりとも見も致
みの信寿か八満両寝覚を乞れて假題し
たるもとこそ、那須翁の我か〳〵すま伊勢の名
わと大いに論を同ふするなるへし、伊勢の
作意未た分らし日長田も決して物我らし上
文にしても本のままを写すなる信もたいてい頃
本を書し序文を書くことを請ふて承知
しなともとこそ、我なきは信てさまむつ子持つる

次あるよしの事に近く出来給を信まいらせ候とは
御高文論し候
正の所謂倫の具書中七八枚の花緑像を載
すと存書小枚見出この佛画を子中将めくれ
ぬるこの事を吉田の頃女も花股の様しとなるまて
よしまそなし信ふとさき出来候と紅葉る
候え
○紅葉山の書物子数々しあまた冊の内久保
田の本の書九経冊二三枚あるも、ここともの
取入すとにすけは北條初めも今少々ところ、気
候田の元御渡く頼んてしてらし細川篤上

に余も未だ見ぬ書画人とならざれば箋冊一枚を
貰ひ受け候事に候

冊八ら鬼もや棲むと問はせらる

大作浪小作浪浪しつゝ也

これは作浪にうつるの句也、而して又思ひ学印
の花なるよしにて春林高く申み、現に新流
俳学の隠一也

○時々我門子は脱せ子を召く、新学を訪
ふの人よき名をあたへて呉れと、新世子
に自家の二女子に命しなる名を（長女春枝、次
女保也）浮び出ますきんなき名を与せはのく

くちぞ一二落げなんど、余もて二字の名を新も
ざんいとて、更にも二風を促し、遂に盈（ミツ）
季（スイ）の一を選むぶすとすれども、内人に
母が子をうみあきたるもとにて、余も内人に子
なかし其されば之れを以て絶といたし、後
子意を余がめたる数字を与ひ出せる張楽
名氏、而して二字の内季の字典に徴する
稀名くは細の義にて、尊きひ義にあ
らざれば、遂に盈をもて余が名とすることは
なりぬ（十月三日夜なり）

俳然二則

巨万の財を馳走す　蕎麦屋

（高き）大切のものを家の入れ置くあるもの　金庫

○皇太子殿下が九條公の節（さだ）子姫を妃に迎へさせらるゝことに内定しありしが藤原のうちより定まれるも我が皇太子殿下の御伴に添み甚だ異を大家臣に入るべしとあるは古のもあるも若き人は未婚の姫君の評しきを仮令は顔子大いなる畏怖も抜えりて流して延期するしあるもしきてあるまとこに定めたる姫の姿を張子

枚長に於ては結納式を外国へ赴向ひらちきるみちはあらねやとてもこく式を準備しの務められび振りよ書やせるみかたしとも云ふ、拝る妃殿下をお迎せられし儀式をなされ伊勢様候以外候補の方々ちんびに之くる書式の事写されて九條家の姫君節子の方々も了承と存しる者の奏上をなし陛下も之れを御許ありせられ、御許しの旨を以て勅使九條家に向ひ、九條家より姫を姫君の謹承をゆるさせ、勅使に奉く勅使に会を差出すこと、る格式の條式へを里付を譲ふ手続すことのゑらるゝことの儀式に従ふあるまでの決しそ

ゐるなはなふ迄もなし（十月三日志るす）

〇十月四日 今朝は、例て両度ふ入込の旅僕

、行ツタこふう僕ら宗近主人以下小金澤のお

礼を尽ツタと云ふので此様子あるよしを

聞いたりもとの挨拶子出でこられ、例のめ

く直子杯盤を命せられたれ、今宵は盛饌

様来る一時頃も経ちぬれバとて帰らんとすれバ

否うく少しき入れず、後をまた四方やお膳を

出す、例の如く雑談に時を移しけるが、流次宗

近主人の両方に失策談にある、宗近主人が

貴族院議員たりし時、彦ゑ旅の忙しい時の食を後ろ

学ぶ者ありとの御清遊と申うけたり、照熊本市へ

行きしに何うなるものありやと問ヘば、城と東雲

と云ふ娼楼あるのみと答へけり、依りて直ちに車

を命じ、来る旅店の名も知らず、行李

一切を旅店に托し、妻も中に一文も持たず、先づ東

雲を尋ねて出かけたり、これは市より二里許りし

ところにある大楼なり、楼主の案内にて十二、三十

計の娼妓召しつれて、其内娼妓が亡き事も知らず探

ねて祝儀の大なるを出して、金ありけるを施したる

もあるなるものしとのまる、此様まで旅館娼楼

酒楼の面目割ありて、下面もまたはじめは安元

大名の屋敷のあたりに広くしき玄関ありて其奥
深くは北楼と申すなる高楼堂宇（楼上楼下）
の大き堂一字ありけり宗旨は真言にこれを見
んとて本尊を拝へたるにこれは雑談にしたる
ものなりかしと云ふ、折角に見物にまかるも
すみは拝みえんとするを諸くば名刺を出して
ひる先生旅店議定の肩書ある名刺を出し
出たる、接手も妃めて座に通し、主人を案
内したる、根元を示せば、こは能下の名を
を通され、見物いたすれて山々して深
き天然に高低ある人工を施し、さ有るなど風
景色真に宜しとこそ云へ、方丈へ案内されて主人に
謁し、日本の茶の道にまで論じ、好みの日々銘茶を選ぶり
出す事もと申しその内揚はやや相殊なる
をおもわぬ、主人は色々と見物の為めに菓子
も多く、料理を差出して色々ある品々、餘程に気を配
まま召し上がり、宗旨は根源ことを問ひすれば浄土にて来迎
一方ならず、注文もそれに何なり禅の事を
問ひけるもやと云ふ、これは高揚寺派の寺
是也、決して寺多く堂ありけるが、宗旨主人
に且つ尋ね、且つ茶をえんげんしこと、何もこれなし、なにとて
と問ひぬれば去る人といつしか散るとて見えず

宗家なる人はこゝに於ても甚だ感じ旅寓へ帰りても云
家の名をすつるならずとしてまゝにまくて
旅寓に托しおきたれば、此揚子旅すべきへの為
我は一作も業し始めしも、立つ遊子旅の江
さらにてもあるまじと此揚の壮観と風景子の絶
負子又徳ふて一路する心を決し席を掃しも
始を指き酒を呼び、こゝに一夕の清遊を試み
とりしも、打ちに浮き船を操りて流を下げ、揚の枝
く東天を役して旅寓の楼に帰りけるに
さしもに広き飯市をあとのあとにもこれぬ
月和なるこそとなれば東西南北にあらねなる所
酒に乗り四方をなかめしに又も嘆せず、ほやや
十二時をすぎても又もかもゆかぬ東天たる空
時を揃く初めしに嚢中一物なければ東京を子
ならをいさしむとするも能はず、前二三時ある策
り四方の埠頭たる布の家に至る急の所も
なきを送らんとも出来ざるに余し、此如き急も
あらんとも其日より揚子を出でたる、是等も遊
ようて此地の旅年揚子に入り物をかゝるまゝなり
時をへて、こゝに始めて旅寓の日を出した東
雲の錦で見をみまするこゝとも何となく云
東風が家の上のうちしても一両日し

○京家の人酒宴に臨く去月[illegible]の代物
例ま鉢に酒あふれ[illegible]せしあり。夕酒飲みを
命しなる子藤のまゝのドンブリ挾の器子
さしみを盛りたるを雪を[illegible]（わせ）る皿の上ゟ
載（かたし）せたり、ドンブリを四方の中ほへこゑ
と云ふそもしがドンブリと思ひし器も
縁（ワチヲ）の[illegible]酒を入るゝ[illegible]初めなるべきとなへ
あるきもし[illegible]されば何事も似たる器ならん
てありし、これは三伏もてをし一
見つけたりしき頃向に鉢皿の洗ひと
まじはり、此処の酒を用ゐその男をも殺

して帰りを酔へ[illegible]とのゆく

◎李香の流亞

奥平謙輔豪傑の士なり、其佐州の知民事と爲るや剛正果斷刑政を一新し島民今尚は其威德を懷ふもの多し、末路賊名を負ふて善終を得ざりしと雖も識者皆な其失擧を惜むで其志を憐まざるものなし、鄕人石川哲太郎其遺墨を藏す、頃日借て之を覽る、小品一篇字皆な寸大、蓋し新潟の妓阿一の爲めに作れるもの、而して石川は之を伊藤退藏に獲るといふ、其文に云く

妓高尾者、新潟之產也、姿容絕世、貞操無比、萬乘之主、傾其國以購之、矢死不動、是不爲利疚也、白刃以脅之、守節不屈、是不爲威傷也、既潔既勇、是不亦妓中之大丈夫乎、吾聞之、君子之澤、百世不斬、其流風餘烈、被及於靑樓者、必有存於今者矣、戊辰之秋、予從軍北征、自柏崎海路襲新潟、橫槊之餘、上靑樓飮焉、操絲竹於坐者二十餘人、肌肉玉雪、髮漆黑、美則美矣、貞則吾不知也、於是乎慨然歎曰、所謂君子之澤者、固不足信、而其流風餘烈、果安在哉、今新潟既爲開港之地、夷館築焉、彼與我既有人禽之別、而又其威若利疚且傷之者、豈特曩者所謂萬乘主之比哉、彼以其利與威、沈溺同喝之、則其雪肌玉膚、汚染于腥膻、又何怪焉、予竊爲我高雄悲之、越明年己巳、妓阿一介友人伊藤退藏求予書、予書不下晉人、豈爲一妓人揮筆哉、不許、既而又寄書於遠藤七郎曰、今新潟爲互市之地、身既爲妓、則其勢不得不唯命之聞、吾將以脫妓籍、庶幾不爲彼所汚染乎、予聞而慨然大息曰、君子之澤、果不泯矣、流風餘烈、今猶存矣、高雄之英靈精魂、抃喜于地下者如何哉、予又爲阿一惜一揮筆哉、於是乎行政之暇、書以贈之、死者復生、生者不愧、是謂之忠貞、況予未死、詩曰、白珪之玷、猶可磨也、斯言之玷、不可爲也、阿一阿一、勉之勉之、明治己巳三月初八、參謀兼假佐州知民事源居正、書於佐州川原田臨政廳、

氣あり韻あり情あり文品酷だ侯雪苑に肖たり、當時諸豪の新潟に來るもの日夕狹斜に綢繆し酒を呼び妓を聘し酣飮淋漓、而して奥平の節義か固より雪苑の下に在らず、阿一或は其れ李香の流乎、或ひと曰く阿一鹽屋に養はれ前原一誠の寵を得て落籍すと、然れども前原の寵妓は名を阿安といひ富山屋に養はる、自ら是れ別人

閲覧室

位

明治三十二年七月

春城學人